

**化学物質管理ランク指針（製品版）
Ver.12.1への改定と
お願い事項について**

**パナソニック株式会社
品質・環境本部
2020年9月23日**

1. ランク指針 改定内容

2. 購入先様へのお願い事項

ランク指針 主な改定箇所

■ ランク指針

1. 本指針の目的

2. 適用範囲

3. 運用及び適用除外

4. 制定と改廃

5. 用語の定義

6. 規定管理物質

・禁止物質レベル1

・禁止物質レベル2

・禁止物質レベル3

・カンパニー・事業場の事情の説明に追記

・禁止物質レベル1の定義に「法施行の1年以上前になる場合もある」旨を追記

・ELV指令を参照法令に追加 (p.3 参照)

・PCBの化審法に脚注を追記

・PBB, PBDEの記載を変更 (p.4 参照)

・PFOSの適用除外を削除

・PFOAの適用除外を追加 (p.5 参照)

・スペアパーツに関する注意を追加 (p.6 参照)

・PFHxSをレベル3からレベル2に変更 (p.7 参照)

付属書1. EU RoHS指令除外項目一覧表

付属書2. ELV指令除外項目一覧表

付属書3. 禁止物質の管理値

・「禁止物質の例示物質リスト」を削除 (p.8 参照)

・新設 (p.3 参照)

・脚注*6削除

禁止物質レベル1の改定内容 (1/4)

- ELV指令を禁止物質レベル1の海外における法規制、国際的条約ならびに規制対象に追加
- 付属書2としてELV適用除外項目一覧表を新設

禁止物質レベル1記載内容の更新

物質/物質群	規制内容	主な参照法令
鉛およびその化合物 水銀およびその化合物 六価クロム化合物	1000ppm未満であること (適用除外あり)	追加 EU ELV指令
カドミウムおよびその化合物	100ppm未満であること (適用除外あり)	

※付属書2として、『パナソニックグループ化学物質管理ランク指針(製品版) ELV適用除外項目一覧表』を新設

禁止物質レベル1の改定内容 (2/4)

- 特定臭素系難燃剤 (PBB、PBDE) に対するEU POPs規則((EU) No 2019/1021)の規制内容を追記

禁止物質レベル1記載内容の更新

物質/物質群	規制内容	主な参照法令
特定臭素系難燃剤 (PBB、PBDE)	<ul style="list-style-type: none"> •EU RoHS指令対象機器 1000ppm未満であること*7 	化審法、 EU RoHS指令、 EU REACH規則 Annex XVII
	<ul style="list-style-type: none"> •EU RoHS指令対象機器以外 PBDEは500ppm未満である こと*8 	EU POPs規則 Annex I

追加

*7: 規制値1000ppmは、PBB、PBDEそれぞれの物質群の濃度を示す。

*8: 規制値500ppmは、PBDEの物質群の濃度を示す。追加

禁止物質レベル1の改定内容 (3/4)

- ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) その塩およびPFOA関連物質の、規制内容と主な参照法令の更新

禁止物質レベル1記載内容の更新

物質/物質群	規制内容	主な参照法令
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩およびPFOA関連物質	意図的使用禁止かつ 追加 PFOA (塩を含む) の場合、25ppb (0.025ppm) 未満であること*3 1つまたは複数のPFOA 関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が1000ppb (1ppm) 未満であること*3	EU REACH規則 Annex XVII 削除
	(適用除外) 追加	
	- 400キログレイ以下の電離放射線または熱分解によるポリテトラフルオロエチレン (PTFE) マイクロパウダー製造の不純物としての1ppm以下のPFOAおよびその塩	追加
	- 半導体のためのフォト・リソグラフィ工程、または化合物半導体のためのエッチング工程での使用、およびこれらにより製造された半導体及び化合物半導体 削除	削除
		EU POPs規則 Annex I

*3: サプライチェーンを遡って、「パナソニックグループ規制内容」を順守できていることを確認できれば、当該物質の不使用の確認のための分析は不要とする。

禁止物質レベル1の改定内容 (4/4)

- 補修用スペアパーツに対し、EU RoHS指令以外の規制では含有禁止となる場合があることを注意喚起

禁止物質レベル1記載内容の更新

追記内容	主な参照法令
表1 追加 注意3: EU RoHS指令以外の規制では、補修用スペアパーツであっても含有する禁止物質が規制の対象となる場合があるため、注意が必要*2	EU RoHS指令以外

追加

*2: EU REACH規則やEU POPs規則などでは、その規制前に上市した製品の補修用スペアパーツであっても、EU RoHS指令とは異なり禁止物質は含有してはならない。一方、EU RoHS指令では、規制開始前または除外満了前に上市した製品の補修用スペアパーツに対しては、EU RoHS指令の禁止物質の含有が免除される。EU RoHS指令では、規制開始後または除外満了後に上市された製品の補修用スペアパーツには、禁止物質を含有してはならない。法規制により要求が異なるので注意が必要。

禁止物質レベル2の改定内容

- ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩およびPFHxS関連物質を禁止物質レベル2B (パナソニックグループの自主的な取組みで使用を制限する物質) に格上げ

禁止物質レベル3からレベル2への格上げ

物質/物質群	規制内容	主な参照法令
ペルフルオロヘキサ ンスルホン酸 (PFHxS) とその塩お よびPFHxS関連物質	今後の法規制動向に応じて設定	POPs条約

「禁止物質の例示リスト」の削除

■ 旧 付属書1「禁止物質の例示リスト」の削除

付属書の削除

対象	改定の経緯	改定内容
旧 付属書1 「禁止物質の例示リスト」	<ul style="list-style-type: none"> 禁止物質の例示物質リストは、GP-Web V2時代に登録物質を例示する目的で添付を開始 GP-Web V3ではchemSHERPA管理物質が対象のため、参考情報として添付 「例示」と記載しているにも関わらず、記載のない物質はパナソニックで禁止されていないとの誤解が生じるため 	削除

※ なお、chemSHERPAツールに同梱されている”Explanation of chemSHERPA Declarable Substances”にchemSHERPA管理物質の一部が記載されています

1. ランク指針 改定内容

2. 購入先様へのお願い事項

■ 不使用保証書、GP-Webの登録済みデータの更新について

- ・ 今回の改定では禁止物質レベル1への物質追加や規制内容の変更がないため、再提出は不要です。ただし、弊社の担当部門で不使用保証書の再提出が必要と判断した場合には、再提出をお願いする場合がございますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。
- ・ 弊社の担当部門でGP-Webデータの再取得が必要と判断した部材については、GP-Webを介した調査依頼をさせていただきますので、データの登録をお願い致します

■ 禁止物質レベル2

- ・ 代替に向けた準備をお願いします

■ RoHS対象物質の適用除外に関して

- ・ 適用除外延長申請のあったその他の適用除外項目については、現在もEUで審議が継続しています。これらの項目についても、適用除外期限が新たに設定される、または適用除外範囲が限定される可能性がありますので、今後の動向にご注視下さいませようお願い致します。

関連文書の掲載

以下の文書は下記URLから入手をお願いします

グリーン調達
基準書
Ver.6.4

ランク指針
Ver.12.1

- 規制値
- 除外項目一覧
- 管理値一覧

日本語

<https://www.panasonic.com/jp/corporate/management/procurement/green.html>

英語

<https://www.panasonic.com/global/corporate/management/procurement/green.html>

中国語

<https://panasonic.cn/about/csr/supply/procurement/>

製品化学物質管理システム
(GP-Web)
マニュアル類
(メンバー専用)

日本語、英語、中国語

<https://eww.gpscmm.panasonic.co.jp/prtl/>

製品化学物質管理等の
e-ラーニング紹介サイト
(chemSHERPAの説明資料/動画)

日本語、英語、中国語共通

http://www.panasonic.com/jp/corporate/eco/chem_info.html

JAMPホームページ

日本語 <https://chemsherpa.net/>
英語 <https://chemsherpa.net/english>